

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

京丹波町

(都道府県: 京都府)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)					
個別事業名	京丹波町新婚世帯支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000 円					
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>本町の現状は、未婚化や晩婚化、経済的事情等を起因とした少子化が進み、合併時(平成17年)16,893人であった人口が令和3年には13,000人台まで減少し、加えて老年人口の比率が約40%まで増加している。そのため、京丹波町新婚世帯支援事業において新婚世帯の住宅確保に要する費用を支援することで、経済的負担の軽減につなげ、結婚世帯を増やすことにより、少子化対策の強化を図る。</p> <p>京丹波町においては、「第2次京丹波町総合計画」第2期京丹波町まち・しごと創生総合戦略を策定し、「日本のふるさと 自給自足的循環社会●京丹波」を将来ビジョンに掲げ、人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくりを基本方針の一環に、「3 子ども・子育て」において「(3)子育て支援サービスの充実」「経済的負担の軽減」を掲げている。また、地域資源が輝く産業づくりの一環に、「6 移住・定住」において「(1)移住・定住希望者への支援強化」「広域連携による京都丹波移住定住プロジェクトの推進」を掲げ、包括的な理念及び具体的施策を位置付けている。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦の合計所得が500万円未満 ※要件緩和分は町単費にて実施	
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦の一方の婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ※要件緩和分は町単費にて実施	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円 ただし、府外からの移住世帯は60万円 ※要件緩和分は町単費にて実施	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【その他独自要件】					
夫婦の双方が町税等を滞納していないこと						
2. ①申請見込み世帯数	5		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳		共に29歳以下	世帯	左記以外	世帯	
【積算根拠】						
<p>・支給見込世帯数: ①31件 × ②90.2% × ③57% = 16件</p> <p>①「令和元年人口動態統計」…令和元年京丹波町年間婚姻件数 31件</p> <p>②「令和元年人口動態統計」…令和元年に結婚生活に入った夫婦共に39歳以下の世帯割合 90.2%</p> <p>③「令和元年国民生活基礎調査」…令和元年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 39歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が540万円以下(所得換算約400万円)の世帯の割合 57%</p> <p>*ただし、本町予算の都合により今回の対象世帯は5件とし、新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び補正予算等で対応する。</p> <p>■5件(対象世帯) × 30万円 × 1/2 = 75万円</p>						
②継続補助の見込 対象経費支出予定額			世帯	円		
3. 広報の実施予定						
本町ホームページや広報紙(お知らせ版)への掲載、移住相談窓口において対象となる世帯に対して情報提供を行う。						

〔 令和3年度 見込世帯数 世帯 〕

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	出会いサポート事業参加者数	人	80(令和8年)	0
	空き家バンクを利用した移住定住者	人	8(令和8年)	0
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.41(平成25～29年)	
	婚姻件数	件	23(令和3年)	
	婚姻率	%	1.74(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	京都府ホームページで広報を行う			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	出会いサポート事業において、委託事業者と連携して本事業の情報提供を行う。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。